

よ 本土決戦の爲の軍(團)管区部隊の組織 並 任務

前記した如く、昭和二十年二月六日、内地に於ける作成防衛を強
化する爲、東部・中部・西部の各軍司令部に代り、作戦に専念し得べ
き五ヶの方面軍が設置されるに至つたが、此の時、一既述の趣旨に基
き、一之方面軍司令部とは、別に、五ヶの軍管区司令部が併設せられ
、北海道にもその時既に存在して居た五方面軍司令部と併立して
一つの軍管区司令部が置かれることとなつた。

かくて、昭和二十年二月には、本土は、北部(札幌)・東北(仙台)・
東部(東京)・東海(名古屋)・中部(大阪)・西部(福岡)の六軍
管区に分たれ、之等軍管区司令部は、滿洲地区に於ける作戦軍たる方
面軍司令部と二位一体となり、軍管区司令部は天恵に直隷し、軍事行
政に關して、陸軍大臣の區越を、又、作戦に關しては方面軍司令部を
領を受けることとなつた。

右の組織の中、六月には、中國軍管(鳳凰) 及 四國軍管区(香港)

等一が、夫れ中軍管より独立した。

四八

爾て、各軍管区司令部の下には、師管区司令部があり、又、師管区司令部は、師管区部隊一補充隊一及常設乃至特設警備隊をその傘下に収め、且つ、官民と共に実施すべき国内抗戦及警備の中核的存在となつた。

本土決戦の爆発の中にあつた国内抗戦及全警備等の本旨は、防衛は独り軍のみならず、軍を中核として官民をも統合し國家の全力を挙げて達成する敵に對せんとしたのであつて、その直接中核となる軍は、前述の如く、連として軍一師一管区系統の部隊であつた。

国内抗戦とは、野戦部隊の配備の手薄な方面に對する掩護、小戦一ツリヲ行進一、偵察、偽騙等の行動の爾であつて、之に對しては、師管区部隊一補充隊一、一師管区部隊の兵力は歩兵二十四ヶ大隊、砲兵一ヶ大隊及工兵、通信、輜重各一隊から成つて居た一警備隊又は特設警備隊一を擁護人を以て編成一及び官民の義勇隊組織がその任に當り、全國各府県又は支庁毎に連隊区司令部と二位一体

0056

の地位にあつた地区司令官が警備司令官となる如くせられたが、横濱、名古屋、神戸、京都、大阪等の都市には、別に警備司令官が設けられ、夫して、之等の警備司令官は、当該地区の師管区司令官により、統一指揮せられる仕組みとなつて居たが、更に軍管区司令官は、その管内の師管区司令官を統轄するととされて居た事は既に記述した如くである。

次に国内警備とは、国内に於ける騒擾や不逞行動に対し、軍の行動乃至重要施設、交通線等を掩護し、治安を維持する爾であつて、之が行動は、特に憲兵を活用する物、国内抗戦の場合と同様の考で律せられた。

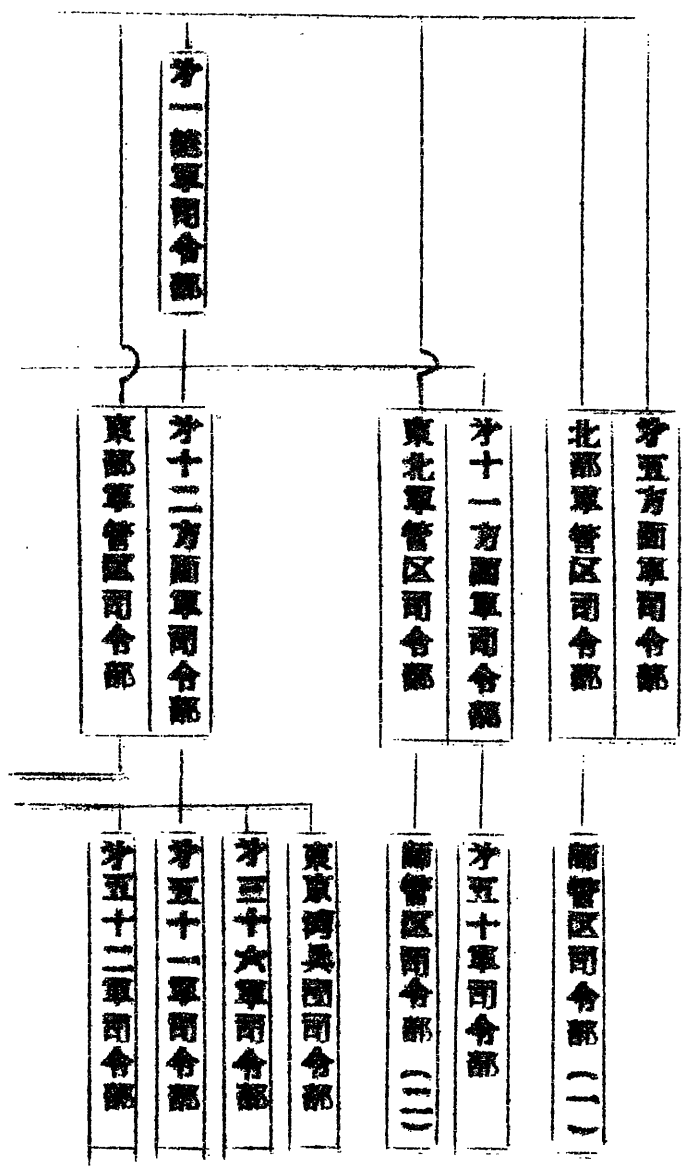
軍管区司令部の設置せられた昭和二十年二月六日、従来の留守師団司令部は師管区司令部に改稱せられ、二月二十八日師管区部隊編成の命令を見、人的陣容に於ても強化せられ、三月二十日に社民防衛の中核たるべき地区司令部が連隊区司令部と二位一体的の性格を以て設置し、是つ又、その轄下たる地区警備部隊の編成も具体化せられると

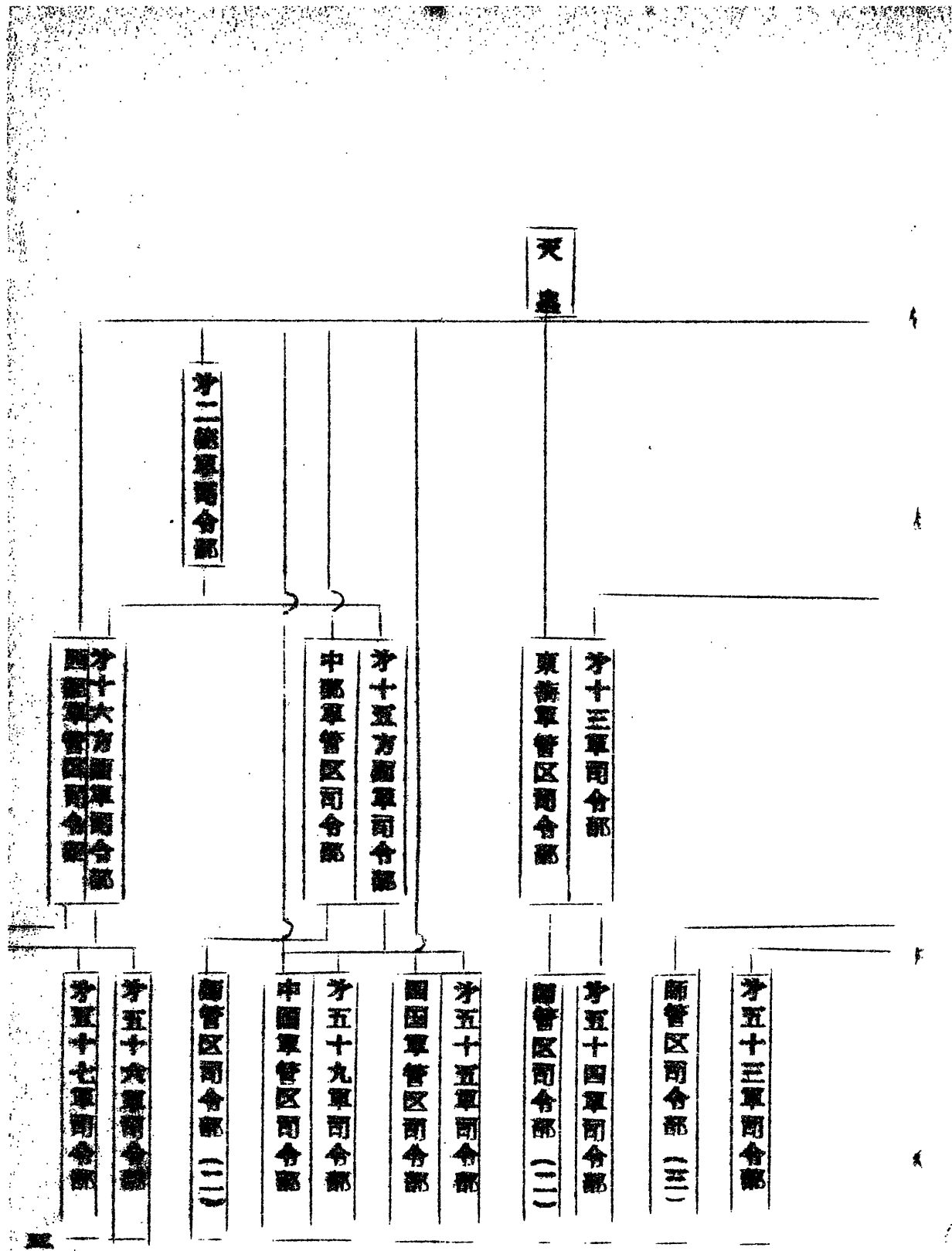
0057

ととなつた。

軍(師)管区司令部 及 野戦軍との相互關係 並 指揮系統概見圖
は次表の通りである。

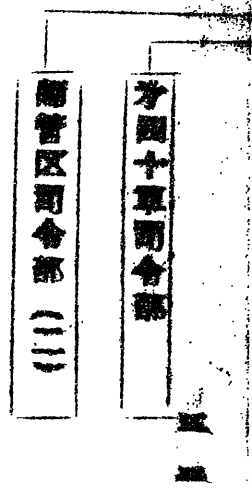
内地に於ける野戦軍・軍管区部隊・指揮系統概見圖





0059

注、右図の他、朝鮮・台湾に方面軍司令部と二位一体の軍管区司令部があり、高朝鮮軍管区司令部には師管区司令部五ヶが隷属した。



次に、地区司令部は、所在地所管の師管区司令部に属し、隷下部隊たる地区特設警備隊を統率し、以て、地区の防衛に任ずるととせられた。

地区特設警備隊は、地区司令部の指揮によつて担任地域の警備に任ずるもので、概ね市(区)部毎に在郷軍人を以て一個を編成し、更に之を幾個の連隊の中(小)隊に区分し、之等の小単位は町村等、行政区劃に準じ連隊の部隊を編成する如く考慮せられ、必要の場合、各地域毎に編成せらるべき國民義勇團組織の中核となり、各一地区毎の特色を

發揮して軍の決戦を容易ならしめることを主眼とされた。
地区特設警備隊は、本部及中隊二―三より成り、一中隊は約百五十人
を標準とされた。

補 足

「特設警備隊」は、「地区特設警備隊」とは別個の存在で、その
組織は、特設警備隊司令部、特設警備大隊（通常將校以下約四一
〇―五五〇名）、同中隊（將校以下約一二六名、場合によつて約
一五―六〇名）、同工兵隊（將校以下約九三〇名、場合によつ
て約七五〇名）であつて、通常、軍管区隷屬部隊として要地要点
の警備勤務に當つたが、その中若干のものは、野戦軍の戦闘序列
に入らしめられて居た。

0061